

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	以下の特別償却及び税額の特別控除の選択適用制度を創設する。 【制度の概要】 (1) 対象業種：農業（関連のサービス業を含む。以下同じ。）、林業、漁業、水産養殖業、食料品製造業、木材・木製品製造業、協同組合 (2) 対象事業者：青色申告書を提出する農林水産業を営む者及び中小企業者等（農業協同組合等を含む。）又は個人事業者 (3) 対象設備：①建物附属設備（取得価額 1 台 60 万円以上） ②機械・装置（取得価額 1 台 30 万円以上） ③器具・備品（取得価額 1 台 30 万円以上） (4) 特例内容：取得価額の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲2,603 百万円 （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 消費税の段階的に引き上げに伴う駆け込み需要やその反動等による経営への悪影響を最小限に抑え、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林水産業等の経営の安定確保と活性化を図る。 (2) 施策の必要性 我が国の農林水産業・農山漁村は、所得の激減、従事者の減少・高齢化等、危機的な状況にあり、安全で安心な農林水産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を維持し、地域の活性化を図ることが急務となっている。 また、農林水産業等は、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っていることから、その活性化は地域経済の活性化と雇用を支える産業として重要なことである。 農林水産業・農山漁村のこのような状況の中、社会保障・税一体改革において消費税の段階的な引上げが決定された。 消費税は本来、流通の流れに沿って転嫁され、最終的には、消費者が財やサービスの提供を受けて負担することが前提ではあるが、消費マインドが冷え込んでいる中で、税率引上げ分の転嫁は価格の引上げとして消費者の目には映りやすい。また、農林水産業等においては川下の大手流通業による価格支配力が極めて強いこと、工業製品のように供給量の調整が困難なこと、天候の影響を受けやすいことなど特有の事情から、税率引上げ分を価格に完全に転嫁することは困難な状況にある。 さらに、消費税の段階的引上げに伴う事務負担の増加や消費税引上げ前の駆け込み需要と引上げ後の反動での需要減少などにより、ただでさえ厳しい農林水産業者等の経営状況は、一層厳しくなっていくことが懸念され、地域経済の活性化、雇用の確保に大きな影響を与えるおそれがある。 農林水産業や中小企業等を中心に価格転嫁が困難となることが懸念される実情を踏まえ、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値		

新設・拡充又は延長を必要とする理由	化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援する。併せて、消費税率の引上げが２段階にわたって実施されることを踏まえ、値札張り替えなどの事務負担の軽減に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑適正に転嫁しやすい環境を整備するとともに消費税率引上げに伴う影響への対応を行うことが必要である。 (参考) ○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年３月30日閣議決定) ・ 中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格表示に関する方向性についての検討状況(中間整理)」(平成24年５月31日) ・ 民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ※ 民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示のあり方について」(平成24年5月14日) ・ 現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置や税制措置等を検討		
	今回の要望に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			農林水産業や中小企業等を中心に価格転嫁が困難となることが懸念される実情を踏まえ、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援する。併せて、消費税率の引上げが２段階にわたって実施されることを踏まえ、値札張り替えなどの事務負担の軽減に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑適正に転嫁しやすい環境を整備するとともに消費税率引上げに伴う影響への対応を行う。
租税特別措置の適用又は延長期間			３年間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）
同上の期間中の達成目標			政策の達成目標に同じ

	政策目標の達成状況	—			
有効性	要望の措置の適用見込み	(単位：千件、百万円)			
		年	H25	H26	H27
		適用件数	約 58	約 58	約 58
		減収見込額	約 2, 600	約 2, 600	約 2, 600
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援し、農林水産業者等の売上げを維持・向上することにより経営の安定を図る。併せて、消費税率の引上げが2段階にわたって実施されることを踏まえ、値札張り替えなどの事務負担の軽減に向けた設備やシステムの導入を支援し、税率の引上げに伴う費用負担を軽減することにより、消費税を円滑適正に転嫁しやすい環境を整備するとともに消費税率引上げに伴う影響への対応を行う。			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—			
	要望の措置の妥当性	補助金等の措置と比べ、一定の要件を満たす設備投資に適用されることから、その効果は価格転嫁が困難な農林水産業者等に広く及ぶものである。 また、対象業種となる業種は他業種と比べて、景況の回復のテンポが遅く、消費税増税に伴う価格転嫁問題や急激な需要の増減の影響を受けやすいものであり、必要最小限の特例措置となっている。 加えて、税負担の軽減により、農林水産業者等の経営の安定が図られ、国内農林水産物の安定供給に寄与するものである。 なお、中小企業法人又は個人事業者を対象とする「商業・サービス中小企業活性化税制（仮称）」と同等の措置を講ずるものであり、税の公平性の観点からも妥当。			

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—